

平成20年12月15日

金融庁総務企画局市場課 御中

社団法人 信託協会

**平成20年金融商品取引法等の一部改正のうち、ファイアーウォール  
規制の見直し及び利益相反管理体制の構築等に係る政令案・内閣  
府令案等に関する意見について**

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りま  
すようお願い申し上げます。

以上

(別紙)

銀行法施行規則(案)に関する意見

No	該当条文	意見等
1	第14条の11の3の2	「銀行が営むことができる業務」(銀行関連業務)とは、銀行法第10条、第11条及び第12条の規定により、銀行が営むことができる業務をいう、という理解でよいか。
2	第14条の11の3の3第1項第1号	「対象取引を適切な方法により特定」する方法としては、個別具体的に取引を特定する方法のみならず、利益相反関係に該当する取引を典型的に列挙して特定(主要行等向けの総合的な監督指針案 - 5 - 2 (1)「あらかじめ特定・類型化」参照)することでもよいと考えてよいか。上記を前提とする場合、同項4号イにいう「対象取引の特定に係る記録」も、上記類型化により特定したことの記録を保存することでよいと考えてよいか。
3	第14条の11の3の3第1項第2号	「次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備」とあるが、イないしニに掲げる方法は例示であり、これらの方法を選択または組み合わせることも当然に含まれると解されるが、そのような理解でよいか(主要行等向けの総合的な監督指針案 - 5 - 2 (2)もかかる前提で記載されている)。

金融商品取引業等に関する内閣府令(案)に関する意見

No	該当条文	意見等
4	第153条第2項	親子法人等の間で授受を行うことができる「非公開情報」の範囲には、限定がないと理解してよいか。すなわち、オプトアウトの機会を適切に提供している場合において、当該発行者等に関するあらゆる非公開情報(取引残高や取引履歴、入手した非公開の財務情報等すべて)を親子法人等の間で授受することが可能と考えてよいか。
5	第154条第1項第5号	「当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が」の文言を追加したのは、規制対象を金融商品仲介業務に限定する趣旨であるのか。